

令和5年度新型コロナウイルス感染症患者等救急搬送体制整備事業費
補 助 金 交 付 要 綱

令和5年度新型コロナウイルス感染症患者等救急搬送体制整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 新型コロナウイルス感染症患者等救急搬送体制整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関に患者を搬送する消防機関が使用する个人防护具の確保によって新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等を目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(交付の対象)

第3条 補助金の補助対象者は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の定める消防機関とする。

2 補助金の対象となる経費は、令和5年5月8日から令和5年9月30日までの間に、令和5年4月5日医政発0405第3号・健発0405第1号・薬生発0405第1号厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知の別紙「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」3（2）ウ（ウ）及び3（3）エ（ウ）に要する経費とする。

(交付額の算定方法)

第4条 前条に規定する補助対象経費及び交付額の算定方法は、別表1の第2欄に定める対象経費の実支出額と第1欄に定める基準額から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第3欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額とする。ただし算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に知事が定める書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の交付の条件)

第7条 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 第3条に定める事業間の経費は、相互に流用してはならない。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれ

か低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）により知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の公的補助金及び民間助成金等の交付を受けてはならない。

（交付決定の取消し等）

第8条 知事は、第7条第1項第3号の規定により補助事業を中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - (3) 対象経費に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- 2 補助金の交付決定を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 3 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 4 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（実績報告書の様式、提出期限）

第9条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日までに補助金実績報告書（様式第6号）に知事が定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(書類の保管)

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月30日から施行し、令和5年5月8日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1

1 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
次により算出された額の合計額 個人防護具一式 3,600円×知事が認めた出動 件数	要綱第3条に規定する対象期間において、新型コロナウイルス感染症患者（陽性疑いは除く）の救急搬送時に必要となる個人防護具を購入するために必要な需用費（消耗品費） ※個人防護具に関する規格参考例は別表2	10/10

2 新型コロナウイルス感染症対策事業

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
次により算出された額の合計額 1 出動当たりの処分経費（15 8円）×知事が認めた出動件数 ×10%	要綱第3条に規定する対象期間において、新型コロナウイルス感染症患者（陽性疑いは除く）の救急搬送時に使用した個人防護具（本補助事業により購入したものに限り）を廃棄するために必要な感染性廃棄物処分費（委託料）	10/10

別表2

個人防護具に関する規格参考例

- マスク 感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格N95、または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。顔面とマスクのフィットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひもで首周りとは後頭部を押さえる構造である。鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されている。
- ゴーグル 防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製である。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能である。眼鏡をかけた者でも装着が可能である。密封式タイプである。
- ガウン 耐水性のある不織布素材である。長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有する。
- グローブ 水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材である。手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有している。
- キャップ 毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。不織布素材であること。
- フェイスシールド
防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着が可能である。